

- ・凝固剤は「豆腐用凝固剤」または「凝固剤」と表示し、凝固剤にあつてはその物質名を、凝固剤製剤にあつては原則として製剤に含まれるすべての物質名を併記して表示する。
- ・粗製海水塩化マグネシウムのみまたは塩化マグネシウム含有物のみを凝固剤に使用している場合、重量比で概ね5%以上かつ第3位までの物質名を表示する。
- ・凝固剤製剤を使用している場合、凝固作用にかかわる物質名を最初に表示し、副剤はその後に表示する。重量比で概ね5%以上かつ第3位までの物質名を表示する。
- ・消泡剤は「豆腐用消泡剤」または「消泡剤」と表示し、消泡剤にあつてはその物質名を、消泡剤製剤にあつては原則として製剤に含まれるすべての物質名を併記して表示する。
- ・消泡剤製剤を使用している場合、消泡作用にかかわる物質名を最初に表示し、副剤はその後に表示する。重量比で概ね5%以上かつ第3位までの物質名を表示する。
- ・豆腐用凝固剤及び豆腐用消泡剤以外の食品添加物は、原則として使用しているすべての物質名を表示する。
- ・調味料を添付した場合における調味料の原材料は、「添付調味料」と表示し、原材料名を一般的な名称をもって併記する。

4. アレルギー物質の表示

アレルギー表示は個別表示を原則とするが、個別表示がなじまない場合や原材料または添加物に同一の特定原材料が含まれている場合は一括表示や省略表示が可能となる。

- ・特定原材料7品目（乳、卵、小麦、そば、落花生、えびおよびかに）は表示が義務付けられている。
- ・特定原材料に準ずる20品目（あわび、いか、いくら、牛肉、さけ、さば、鶏肉、豚肉、まつたけ、やまいも、大豆、オレンジ、キーウイフルーツ、くるみ、もも、りんご、バナナ、ゼラチン、ゴマおよびカシューナッツ）は表示が推奨されている。

5. 内容量

豆腐を乾燥及び外部からの衝撃から保護する目的で容器包装内部に充填された水または調味液等を除いた内容重量を、グラム（g）又はキログラム（kg）の単位で表示する。

内容量を一括して表示することが困難な場合には、その表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

6. 消費期限又は賞味期限

品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順で表示することをもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

消費期限又は賞味期限を一括して表示することが困難な場合には、その表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

7. 保存方法

冷蔵保存する場合は要冷蔵（2～10℃）と表示する。

- ・凍結を防ぐため冷蔵庫の冷氣吹き出し口を避けて保存する旨を表示してもよい。
- ・開封後は賞味期限にかかわらず、できる限り早く召し上がりいただきたい旨、開封後保存する場合

は要冷蔵（2～10℃）にて保存する旨を表示してもよい。
冷凍保存する場合は要冷凍（-18℃以下）と表示する。
消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、その表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。

8. 製造者

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示する。
食品関連事業者が販売業者、加工業者又は輸入業者である場合は、製造者に代えて販売者、加工者又は輸入者と表示する。

9. 栄養成分表示

栄養表示は1個当たりやその重量当たり（例：80g当たり）、または100g当たりで表示する。

10. 容器包装識別表示

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、識別マークを表示する。
法的義務はないが、使用されているプラスチック等の種類を表示することを推奨する。